

参加  
無料

# 今のうちに備えておくべき！！ 改正電子帳簿保存法セミナー

帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿書類の電子データ保存を認めた法律である電子帳簿保存法。

2021年1月に改正され、義務化要件が加わるなど対策が必要となっております。義務化要件は2024年1月まで猶予期間となっているものの、事業者の皆様には近い将来での対応が求められてまいります。

本セミナーでは猶予期間終了に向け現場の皆様が適切な対応を行えるよう、電子帳簿保存法についてわかりやすく解説し、皆様の備えをサポートいたします！この機会にぜひご参加ください。

**日 時** 令和5年3月23日(木) 15:30～16:30

**会 場** 相模原市立産業会館 4F 特別会議室

**内 容**

- 制度の概要と変遷 ～電子帳簿保存法って何？～
- 制度の背景と目的 ～国は納税者に何をしてほしいのか？～
- 違反と罰則 ～本当にやらなきゃダメなの？～
- 今後の予想 ～いまからできることをチェックしよう！～

**講 師** 梨井 俊 氏 (東京地方税理士会相模原支部 税理士)

**対 象** 市内事業者

**定 員** 50名(申込み期限R5年3月17日(金)・先着順)

**費 用** 無料

**申込方法** 相模原商工会議所 HP または FAX よりお申し込みください。

<https://www.sagamihara-cci.or.jp/archives/54413>

相模原商工会議所 HP



**お問合せ** 経営支援課 サービス業部会 担当 三輪 [TEL:042-753-8135](tel:042-753-8135)

**主 催** 相模原商工会議所 サービス業部会主催

\*\*\*\*\*  
FAX 042-753-7637 Mail [keieisien@sagamihara-cci.or.jp](mailto:keieisien@sagamihara-cci.or.jp) 経営支援課 三輪 行

サービス業部会『改正電子帳簿保存法セミナー』申込書

誠に恐縮ではございますが、本セミナーは定員に達したため受付を終了させていただきました。多数のお申込みをいただきありがとうございました。

※2023年4月以降、同テーマでのセミナー開催を別途予定しておりますのでご活用ください。